

## 「産業用ロボット業務特別教育(学科)」開催のご案内

労働安全衛生法第59条の定めるところにより、労働安全衛生規則第36条に該当する産業用ロボット取扱い業務は、特別教育規程に基づく「産業用ロボット業務特別教育」を修了した者でなければ当該業務に就かせてはならないことになっています。

そこで、当協会では事業主に代わって表記教育の内、学科に係る教育を実施するものです。実技に関する教育は業務で使用する実機で各事業主(事業場)から実施していただきますので、本講習は事業主(事業場)からの申込みのみの受付とし、個人での受講申込みはできませんのでご了承願います。

なお、実技教育は法(安全衛生特別教育規定第19条)で定める教育の実施を願います。

### 記

日程・会場	時間	定員	受講料 ※	締切日
令和7年6月11日(水)～12日(木)【2日間】 ポリテクセンター新潟(長岡市住吉3-1-1)	9:00   17:00	42名 (最少開催14名)	会 員 14,500円 非会員 16,500円 (税込み)	5/28 ※または定員到達

- ※ 新潟県内の他地区労働基準協会会員の事業場様も会員扱いとなります。  
※ 締切日までに最少開催人員に達しない際は、中止となる場合があります。

1. 申込方法 受講申込書に必要事項を記入の上、郵送又はFAXでお申込み下さい。

※申込書提出・お振込み前に、必ず電話にて定員枠を確保してください。

〈申込先〉〒940-0029 長岡市東蔵王2-6-26 吉沢ビル 右棟3F 長岡労働基準協会  
TEL: 0258-86-4110 FAX: 0258-86-4111

〈振込先〉**第四北越銀行 神田中央支店 普通 0155924 長岡労働基準協会** ※振込明細を添付

2. カリキュラム(学科)

科目	範囲	時間
産業用ロボットに関する知識	産業用ロボットの種類、制御方法、駆動方法、各部の構造及び機能並びに取扱いの方法、制御部品の種類及び特性	4時間
教示等の作業に関する知識	教示等の作業の方法・危険性、関連する機械等との連動の方法	4時間
検査等の作業に関する知識	検査等の作業の方法・危険性、関連する機械等との連動の方法	4時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条例	1時間
	合計	13時間

3. その他

- 講習修了者には修了証を交付いたします。
- 振込手数料は振込人様ご負担でお願いします。
- 申込者様の御都合により受講を取り止める場合は、納付された受講料は原則としてお返し出来ませんのでご了承願います。なお、受講者を変更(無料)または次回開催以降へのシフト(1回のみ、手数料1,000円)は可能です。
- 長岡労働基準協会公式ホームページにて本案内(PDF)をダウンロードできます。

<HomePage> <https://www.ngk-roukikyo.net>

# 産業用ロボット業務特別教育(学科) 受講申込書

〈 受講日：令和7年6月11日(水)・12日(木) 〉

↓どちらかに○

事業場名		業種		会員	非会員
事業場所在地	〒	—	TEL		
			FAX		
受講番号	氏名	生年月日	受講番号	氏名	生年月日
※		S. H.	※		S. H.
※		S. H.	※		S. H.

注：※印欄（受講番号）は記入しないでください。

長岡労働基準協会長 殿

申込日 令和7年 月 日

担当者 部署・氏名 \_\_\_\_\_

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については本講習及び修了証の管理以外には使用いたしません

## 産業用ロボットに係る実技教育について

学科の特別教育が修了した方に対する実技の特別教育は、産業用ロボットの種類が多様多様であり、画一的な教材(ロボット)で実施することは実情にそぐわないと考え、それぞれの事業場で実施して頂くことにしております。なお、当協会発行の修了証については下記の実技教育を実施することにより有効となります(その旨を修了証裏面の「備考」に記載してあります)。

記

- 教育の科目・時間等は次の通りです。  
使用するテキストは、学科受講者に配布済みの中災防発行「産業用ロボットの安全必携」(特別教育用テキスト)をお勧めします。
  - 教示等の業務に係る教育
    - 産業用ロボットの操作の方法【1時間】
      - 画面操作
      - ジョグ動作
    - 産業用ロボットの教示等の作業の方法【2時間】
      - プログラム(トレースティーチング)名称登録
      - “( )作成
      - 軌跡確認
      - 自動運転
  - 検査等の業務に係る教育
    - 産業用ロボットの検査等の作業の方法【3時間】
      - データバックアップ
      - 基板交換
      - 原点位置合わせ
- 社内前で前記実技教育の指導ができる講師適任者により実施してください。  
(メーカーなどに依頼する等の方法も可能です)  
なお、教育に際しては、講師・受講者の安全を十分に留意した上で実施してください。
- 実技教育が終了されたら、安全衛生特別教育規程に基づき教育実施記録に証明印(所属長印)を押印し保存しておいてください。なお、長岡労働基準協会 web サイト(新着情報\_トピックス)から実技教育実施記録簿のサンプル(excel)がダウンロードできますので、各事業場にてカスタマイズしてご利用ください。

特別教育(実技込み)を労働安全衛生教育講習機関や大手ロボットメーカーで定期的に開催されていますが、機種により仕様も多様であり、折角受講したのに全く使えなくては意味がありませんので、実技教育については事業場で使用中(または使用予定)の実機による実施をお勧めします。